

倭文中学校跡地利用に係るサウンディング調査実施要領

1. 目的

南あわじ市教育委員会では、令和3年度末に閉校した倭文中学校の跡地利用について検討を行っています。

地域の活性化及び南あわじ市の発展のため、民間事業者の視点による知識・アイデアを求め、今後の事業実施の際の条件設定に役立てるためにサウンディング調査を実施します。

2. 施設概要

施設名	南あわじ市立倭文中学校
所在地	南あわじ市倭文庄田547 神戸淡路鳴門自動車道 洲本ICから車で約15分 神戸淡路鳴門自動車道 西淡三原ICから車で約15分
建物	校舎(H3年建築) RC造2階建 延床面積 1,964㎡ 体育館(H3年建築) RC造2階建 延床面積 1,030㎡ プール、プール付属棟、部室棟
土地	建物敷地 約8,000㎡ 運動場敷地 約9,000㎡

3. スケジュール

実施要領の公表	令和5年3月20日
現地見学への参加申込	令和5年3月20日～令和5年5月17日 ※希望者のみ
現地見学	令和5年3月27日～令和5年5月24日 ※希望者のみ
サウンディング調査に関する質問受付	令和5年3月20日～令和5年5月24日
質問への回答	令和5年3月20日～令和5年5月31日
個別対話への参加申込	令和5年4月10日～令和5年5月31日
個別対話	令和5年6月1日～令和5年6月14日
実施結果の公表	令和5年6月末

4. サウンディング調査の内容

(1) 参加資格者

対象施設の利活用方法の提案に係る事業を自らが主体的に実施する意向のある民間事業者。ただし、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当する者を除きます。

- （ア）南あわじ市暴力団排除条例第2条に定義される暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者であると認められる者
- （イ）南あわじ市の指名停止措置を受けている者
- （ウ）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始または破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者
- （エ）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- （オ）国税または地方税を滞納している者

(2) 現地見学

参加資格者を対象として、現地見学の希望を受け付けます。希望する方は令和5年3月20日～令和5年5月17日の間に教育総務課まで、電話または電子メールでご連絡ください。

(3) サウンディング調査に関する質問

参加資格者を対象として、サウンディング調査に関する質問を受け付けます。別紙「質問書」に質問事項を記入し、令和5年3月20日～令和5年5月24日の間に教育総務課まで電子メールに添付してお送りください。その際、メールの件名を「サウンディング調査に関する質問」としてください。

回答については質問者へ電子メールにより回答するとともに、南あわじ市ホームページに質問と回答の一覧を随時掲載します。掲載するにあたり、質問者名は非公表とします。

(4) 個別対話への参加申込

対象施設の利活用について、事業者からの提案受付および事業者との個別対話を実施します。別紙「参加申込書」および提案概要を示した資料を、令和5年4月10日～令和5年5月31日の間に教育総務課まで電子メールに添付してお送りください。その際、メールの件名を「個別対話への参加申込」としてください。

なお、参加希望日時は複数の日時を記載いただきますようお願いいたします。

(5) 個別対話

参加申込時に提出された提案内容について、個別対話を行います。対話の日程については、参加申込書に記載の希望日を基に、教育総務課で調整し連絡します。

- ・実施場所 南あわじ市教育委員会教育総務課
- ・参加人数 1事業者あたり3名まで
- ・対話内容 対象施設利活用方法の概要
対象施設の利用範囲（全部、グラウンドのみ、教室の一部等）
対象施設の利用形態（購入、賃貸等）
地域活動との連携、地域への貢献
スケジュール
想定される課題

(6) 実施結果の公表

個別対話で得られた結果の概要を南あわじ市ホームページにおいて公表します。公表に当たっては事前に参加者に内容確認を行い、事業者名は非公表とします。

5. その他留意事項

- (1) サウンディング調査時の提案は今後の事業実施のために参考とさせていただきますが、提案通りの事業実施を約束するものではありません。
- (2) サウンディング調査への参加実績は、事業実施時の公募等において評価の対象となるものではありません。ただし、事業実施に大きく貢献したと認められる提案をいただいた事業者には、公募等においてインセンティブの付与を行います。
- (3) サウンディング調査への参加に要する費用はすべて事業者の負担となります。
- (4) 公序良俗に反する提案がなされた場合、当該事業者に対しての調査を行わないこととします。
- (5) サウンディング調査の際に提出いただいた資料は、市役所・教育委員会内での事業検討時の資料としてのみ使用することとします。
- (6) サウンディング調査終了後も、必要に応じて追加の質問や対話を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いします。

6. 問い合わせ・申請先

南あわじ市 教育委員会 教育総務課

電話番号：0799-43-5230

電子メールアドレス：kyouiku_soumu@city.minamiawaji.hyogo.jp